

当社の苦情・紛争解決措置の内容及び苦情・紛争に関する連絡先について

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

手続実施基本契約の締結の相手方について

当社は、当社の行う第一種金融商品取引業について、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターと手続実施基本契約を締結しております。同センターは、金融庁長官より指定紛争解決機関としての指定を受け、当該業務に関するお客様からの苦情・紛争の解決を行っておりますので、当社の行う第一種金融商品取引業に関する苦情等につきましては、同センター若しくは当社営業担当者にご連絡くださいますようお願いいたします。なお、同センターの連絡先は以下の通りです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC・フィンマック）

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）

（月～金／9：00～17：00（祝日等を除く））

URL：<http://www.finmac.or.jp/>

当社の苦情処理体制について

当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様等からの苦情のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の連絡先は以下の通りですので、投資信託委託業務に関する苦情等につきましては、当該窓口にて苦情等の申し出である旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

電話番号：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

なお、第二種金融商品取引業、投資一任契約または投資助言契約に係るお客様については、営業担当者にご連絡くださいますようお願いいたします。

また、当社は、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターを通じて苦情の解決を図る制度も設けております。同センターは、当社が加入している一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けております。

また、当社は、第二種金融商品取引業に関する個別利用登録を行っており、同センターは、当該業務に係るお客様からの相談、苦情の受付を行っております。

同センターの連絡先については、上記の「手続実施基本契約の締結の相手方について」に記載の連絡先をご覧ください。

当社における紛争解決措置について

当社は、「紛争処理規程」を定め、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて、金融商品取引業における紛争の解決を図ることができるとしております。投資信託委託業務、投資一任契約または投資助言契約に係る業務、第二種金融商品取引業のお客様で、当社との紛争を同センターが行うあっせんにより解決することを希望される場合には、同センターにお申し出ください。同センターは、当社が加入している一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会から紛争の解決のためのあっせん業務を受託しており、同センター所定の手続きによりあっせんが行われます。

また、当社は、第二種金融商品取引業に関する個別利用登録を行っており、当該業務に係る紛争の解決についても、必要に応じて、同団体の定める手続きによって行うこととしています。

同センターの連絡先については、上記の「手続実施基本契約の締結の相手方について」に記載の連絡先をご覧ください。